

第9回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月10日(木) 午後1時30分から午後5時00分

2. 開催場所 糸島市役所 1号会議室

3. 出席委員(18人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	15番	三坂勝弥
	16番	濱地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員(1人)

14番 山北敬子

5. 議事日程

議事

議案第77号 農地移動適正化あっせん申出(譲渡)について

議案第78号 非農地証明願について

議案第79号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第80号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第81号 農地法第5条第1項による許可後の計画変更承認申請
について

議案第82号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第83号 農地改良届出について

議案第84号 農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積計画

議案第85号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画
の決定について (利用権設定)
の決定について (所有権移転)

6. その他

- 1) 農地移動適正化あっせんてんまつについて (報告)
- 2) あっせん申出の取り下げについて (報告)
- 3) 農地法第3条第1項の規定による許可の取消について (報告)
- 4) 農地取得に係る営農のヒアリング資料について
- 5) 農政対策委員会報告について
- 6) 糸島市農業経営改善計画認定者一覧表 (10月認定分)
- 7) 今後の予定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局 長	楠原 一 昭
農地活用係 長	前村 永 久
主 事	赤嶺 尚 人
主 事	沖 香菜子

事務局

井上職務代理者による開会挨拶と総会成立宣言を行います。

職務代理者

改めまして、こんにちは。

このところ晴天続きで半月以上雨が降っていないようで、皆さんの農作業もはかどったんじゃないかと思います。ちょっと水不足の加減のところもありますけど、今週末には雨が降るようで、それで野菜も一気に大きくなるんじゃないかなろうかと思っております。

それでは、ただいまより第9回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日は山北委員の欠席の連絡を受けております。

農業委員会憲章の唱和につきましては、コロナ対策のため省略いたします。

本日の出席は現在18名で委員の過半数が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の糸島市農業委員会総会が成立していることを宣言します。

最後に、この前の総会で大分着信が聞こえたようですので、いま一度携帯のチェックをお願いします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いいたします。引き続き議事録署名人の指名をお願いいたします。

議長

— 省 略 —

それでは、議事録署名人を指名いたします。古家春利委員と藤嶋政秀委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第77号「農地移動適正化あっせん申出（譲渡）について」、あっせん委員及び推進委員の選任並びに譲受候補者の選定をお願いいたします。

それでは、受付番号1番から内容のほうを説明していきます。

まず、受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

それでは、受付番号2番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

受付番号4番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

続きまして、受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

それでは、受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

戻っていただきまして、受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上7件でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま説明がありましたあっせん申出につきまして、あっせん委員を指名いたします。

【地区別にあっせん委員を指名】

それでは、譲受候補者の選出をお願いいたします。ほかの方は暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長

それでは、発表していただきます。

1番、2番、4番につきましては、雷山の推進委員さんが見えておられません。事務局の不手際でちょっと来ておられませんので、中原委員、後日推進委員さんと話し合っ候補者のあれを上げてください。報告をお願いします。

それでは、受付番号3番、前原地区、お願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議長

続きまして、5番、6番、7番を怡土地区の推進委員さん、お願いいたします。

推進委員

【候補者名読み上げ】

議長

それでは、事務局、再度確認をお願いいたします。

事務局

【地区別にあっせん委員を指名】

議長

それでは、あっせん成立に向けてよろしくお願いいたします。

議長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の20ページをお願いいたします。
議案第78号「非農地証明願について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、番号1番から報告をお願いいたします。

推進委員

非農地証明願、議案書の20ページをお願いいたします。
非農地証明願について現況報告します。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の25ページの地図をお願いいたします。現地調査説明書の1ページと2ページをお願いいたします。

467番1は野菜が作付してあり、467番2はツゲの木が植えてありました。管理されている状態でしたので、以上のことから非農地であると認められないという意見にまとまりました。

議長

続きまして、受付番号2番をお願いいたします。

推進委員

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の27ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の3ページと4ページをお願いします。

現地は竹林化しており、農地への復元は困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとめられました。

以上、報告します。

議 長

それでは、番号3番をお願いします。

推進委員

受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の29ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の5ページと6ページをお願いします。

申請地は雑木がありましたが、幹の大きさから20年以上経過していないと思われ、まだ大部分が雑草が繁茂している状態でした。このことから、非農地とは認められないという意見でまとめられました。

以上、報告します。

議 長

続きまして、受付番号4、5、6、7番までを吉住推進委員、お願いいたします。

推進委員

そうしましたら7番までの報告をさせていただきます。

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

続きまして、受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の31、33、35、37ページの地図をお願いします。現地調査説明資料のほうは7ページから14ページであります。

申請地は山林化しており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見にまとまりました。

以上、報告します。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、8番を丸田委員、お願いいたします。

推進委員

受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の39ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の15ページと16ページをお願いします。

申請地は以前竹林化していたと思われませんが、重機で開墾されていました。このことから非農地とは認められないという意見でまとまりました。

以上、報告します。

議 長

それでは、9番を再度吉住推進委員、お願いいたします。

推進委員

受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の41ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の17ページと18ページをお願いします。

申請地は竹林化しており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。

以上、報告します。

議 長

続きまして、受付番号10番を檜崎推進委員、お願いいたします。

推進委員

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の43ページの地図をお願いいたします。現地調査説明資料の19ページと20ページをお願いいたします。

申請地には雑草が繁茂、茂っている状態ではありましたが、ミカンの木、柿の木等が目視で確認でき、下草等の草刈りができれば農地と使用判断といたしました。

以上、報告いたします。

議 長

続きまして、11番を坂本推進委員、お願いいたします。

推進委員

受付番号11番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書の45ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の21ページと22ページをお願いします。

申請地は宅地への進入路となっており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。

以上、報告します。

議 長

ありがとうございます。

それでは、12番を藤田推進委員、お願いいたします。

推進委員

非農地証明ということで、受付番号12番のうち本の2筆を報告します。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の47ページの地図をお願いします。

現地は竹林化しており、農地への復元が困難であると認められます。そのことから非農地であるという意見でまとまりました。

以上、報告を終わります。

議 長

それでは、12番を徳安推進委員、お願いいたします。

推進委員

受付番号12番の1筆分です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の49ページの地図をお願いします。それと現地調査説明資料の23ページと24ページもお願いします。

現地はクヌギの木が植樹してあり、所有者より植樹から10年程度であ

るとのことでした。農地転用申請が必要であることから非農地とは認められないという意見でまとまりました。

以上、報告します。

議 長

続きまして、13番も徳安推進委員、お願いいたします。

推進委員

受付番号13番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の51ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の25ページと26ページもお願いします。

現地は前の12番と同じくクヌギの木が植樹しており、所有者より植樹から10年程度であるとのことでした。農地転用申請が必要であることから非農地とは認められないという意見でまとまりました。

以上、報告します。

議 長

続きまして、14番を有満推進委員、お願いいたします。

推進委員

受付番号14番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

それでは、議案書53ページの地図をお願いします。現地調査説明資料の27ページと28ページをお願いします。

申請地は水路となっており、農地への復元が困難であると認められることから、非農地であるという意見でまとまりました。

以上、報告します。

議 長

ありがとうございました。

ただいま各推進委員さんのほうから報告がありました。これにつきまして質問、意見ありましたらお伺いいたします。

職務代理者

受付番号7番の[]の分ですけど、現地調査したときには、一番上の737番23と761番6だけ、これがちょうど工事中で、県の境界線の内側に入ったこれやなかろうかというふうに記憶しているんですが、これは認定相当となっておりますが、後からの調査で結果が変わったんでしょうか。

議 長 これはどっちか分からんというふうなあれやったんですけれども、再度事務局の古川が見に行って、本人さんとの連絡を取って、石垣を組んであったあれは前回か前々回のときに非農地でまとめておるところで、そしてこの境がちょうどくいが立っておったけん、やっぱりこっちの雑木林のほうやろうというふうで判断しましたというふうで古川君のほうから連絡を受けております。それで認定相当ということとなっております。

職務代理人 分かりました。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら採決に移ります。
今回は非認定相当というところも結構ありますので、1つずつ採決していきたいと思っております。
番号1番につきまして、非認定相当と思われる方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員です。
2番につきましては、認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。
3番につきましては、非認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 4番、5番、6番につきましては、認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 番号7番につきましては、認定相当と思われる方の挙手をお願いいたし

ます。

(全員挙手)

議 長 8番につきましては、非認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。
9番につきまして、認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 10番につきましては、非認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 番号11番につきましては、認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 番号12番の2筆につきましては、認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 12番の1筆につきましては、非認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 13番につきましては、非認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

番号14番につきましては、認定相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

それでは、開始後1時間程度になりますので、ここで少し休憩を取りたいと思います。あの時計で35分から始めたいと思います。

(休 憩)

議 長

それでは、議事に入りたいと思います。

事務局

議案書の56ページをお願いいたします。

議案第79号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

なお、受付番号の4番につきましては、申請人が農業委員さんであるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に抵触するようになりますので、御審議の際は御退出いただくようになります。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、まず最初に4番から行きたいと思いますので、■■■■委員、ちよっと退席をお願いいたします。

(退 席)

議 長

それでは、4番を古家貴喜委員、お願いいたします。

農業委員

受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

ありがとうございました。

まずこれだけは先に採決を採りたいと思っております。

4番につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。
それでは、 委員、入っていただきます。

(着 席)

議長 それでは、番号1番から行きたいと思います。
田中委員、報告をお願いいたします。

農業委員 受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上です。

議長 続きまして、2番を中原委員、お願いいたします。

農業委員 受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

よろしく申し上げます。

議長 続きまして、3番を山北委員が欠席ですので、事務局より報告お願いいたします。

事務局 受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上です。

議長 続きまして、5番を古家貴喜委員、お願いいたします。

農業委員 受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長 続きまして、6番を奥委員、お願いいたします。

農業委員

受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議 長

続きまして、7番を濱地委員、お願いいたします。

農業委員

受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

以上です。

議 長

8番、井上孝治委員、お願いいたします。

職務代理者

受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

親子間の贈与です。基礎控除の範囲内と聞いております。

議 長

続きまして、9番を中原委員、お願いします。

農業委員

受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

あっせんで出ておりましたけれども、取下げになりまして、この■さんが全てを管理するというので、そのまま無償での贈与というふうでございます。以上です。

議 長

それでは、受付番号10番と11番を丸山委員、お願いいたします。

副会長

番号10番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

それから、番号11番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

議長 それでは、事務局、さっき言った畑か田か。

事務局 大変申し訳ございません。議案書の58ページの受付番号7番の分です。

こちら地目が畑でございますので、登記簿も現況も田ということで修正お願いいたします。

(「畑やなかった」と言う者あり)

事務局 ごめんなさい。地目は田ですので訂正お願いいたします。

(「地目が田」と言う者あり)

事務局 地目は田ですね。

すみません、併せまして8番、譲渡人のほうが■■■■で訂正お願いいたします。申し訳ございません。

議長 ありがとうございます。

それでは、番号1番につきましては新規就農者ということで第1調査部会が面談をしております。報告お願いいたします。

調査部会長 それでは、第1調査部会担当でございますので、よろしく申し上げます。

面談資料的には168と、それから170の関係を見ていただきたいと思えますけど、■■■さんは50歳という年齢でありまして、現在糸島市二丈の■■■に住んであるという状況でございます。

面談を行いました内容ですけれども、本人は九大の農学部を卒業されておりまして、イチゴや園芸作物、それから米・麦・大豆等いろいろと経験をされているということをお聞きしております。

現地でございますけれども、イノシシや猿の被害が多い地域であるということでございますので、品目的に花卉、花のほうの栽培を計画されておるという状況でございます。

内容的には多年草や一年草を作っていくとされておりまして、また一番標高の高い部分については、番号でいったら469番1と思うんですけれども、花木を計画されております。

また、部分的に荒廃している農地がございますので、数年をかけて伐採するなり農地を再生していくという状況をお聞きしております。

また、将来的には近くに、機械の購入があり倉庫の計画もされておると
いうようなお話を聞いております。

部会としましては、農地のすぐそばに現在移住をされてきております
し、その地域の現状もよく把握されておるとい、また営農に対する考え
方もしっかりしてあるということを感じております。

今後、山間部でございますので、暑い時期の草刈り作業を十分にやって
いただきたいし、また農繁期等は当然機械が要るというような状況をお聞
きしておりますので、そういう面も十分配慮されて、部会としては頑張っ
てくださいということをお聞きしたという状況でございます。以上
です。

議 長

3条につきましてただいま報告がありました。

3条全般につきまして質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、審査表の説明を事務局お願いいたします。

事務局

農地法第3条の許可申請につきましては、55ページに記載してありま
す7つの審査項目で判断していくようになりますけれども、この7つの審
査項目のうち1つでも「はい」に丸がついておれば、原則許可できないと
いう状況でございます。

まずこちらの1番につきましては、今部会長報告がございましたとお
り、3条の申請面積については50アールを切っている状況でございます
が、こちら営農計画ヒアリング資料のとおり要件を満たしておるとい
うところで50アールをクリアするということで「いいえ」のほうに丸をつ
けておりますので、よろしくお願いいたします。

今回、申請件数につきましては、全て「いいえ」に該当してきておりま
すので、書類審査上は許可相当と言えるものでございます。以上ござい
ます。

議 長

審査表につきましてただいま報告があったとおりです。

それでは、採決に入ります。

3条申請につきまして、許可と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の63ページをお願いいたします。

議案第80号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。

議 長

それでは、4条は2件入っております。調査部会のほうより説明をお願いいたします。

調査部会長

63ページの方です。

4条の許可申請について報告をさせていただきます。

受付番号の1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の64ページの地図をお願いいたします。また、別冊では現地調査説明資料の29ページと30ページをお願いいたします。

今年の6月に農業用施設の用途変更の手続がなされておるとい形でございます。農地区分は、農用地区域内の農地ということでありませけれども、農用地利用計画において、指定された用途への転用ということの問題的にはありません。

第1調査部会としては、都市計画課の意見も出ておりますけれども、申請地を含めた全体の土地利用計画を承認した上で判断をしたいということを考えております。

具体的にいいますと、申請地の土地利用計画図に記載されているイチゴの加工場は都市計画法上問題ないかというようなことと、イチゴ栽培ハウスの利用計画次第では観光農園と取られますので、今回の申請に影響があるものと考えております。

なお、全体の計画、土地利用計画が適当と判断できれば関係各課からは特に支障となる意見も現在出ておりませないので、周辺農地の影響というようなこともないことから、許可相当と判断をいたしております。

追加の資料等もあると思いますので、事務局より補足説明をお願いいたします。

事務局

今、調査部会長の報告がございましたとおり、今回、駐車場申請につきましては問題ないというところではあったんですけども、全体の計画、こちら66ページ、67ページということで現況と計画図が載っております。

すけれども、今回部会のほうで出ましたのが、こちら現況にもあります申請地の西側にイチゴの加工場という部分、申請地の右側にイチゴの栽培ハウスというところがございます。ここの分の計画が観光農園等とか都市計画上問題があるのであれば、それに付随する駐車場となるため、確認できるまで継続審議も考えないかとやないかというところでもございました。

申請のほうも代理人と御本人とも確認しましたところ、まずイチゴの加工場でございますけれども、現在、以前の土地所有者のほうがこういう倉庫を構えておりましたので、ここを今後加工する計画というところで、現状は箱物だけでございますので、中身は加工場ではございません。加工場につきましては、今回、こちら全体からいいますとガラス温室の部分も活用したところで、観葉植物であるとかイチゴの苗の栽培というところも計画しておりますけれども、今後、イチゴの収量が上がってくると加工場建設を計画しますと。

加工場建設につきましては、都市計画法上の開発許可の要件を満たすかどうかという判断も出てくるわけでもございますが、今、■■■■さんのほうで県の都市計画と市の都市計画が線引き時点の工場の用地から加工場に替えていいものかという協議をしたところ、開発許可の要件は満たしているようですという返事をもらっておいたら、今後、イチゴの収量が上がってきますと加工場という形で転用するというところで、現段階では加工場という表記でもございますが、予定というところで捉えております。

次に、このイチゴハウス、現在新しいものが建っておりますが、ここににつきましてイチゴ狩り等の観光農園的な扱いをするのかという部分を確認しますと、イチゴ狩り等のそういう部分はしませんということでもございましたので、調査部会で懸念しておりました観光農園なのかとか、この加工場はすんなり建築できるものかという部分につきましては、現在のところ該当がないというところでもございますので、そういう状況でもございますので現状としての駐車場計画と、来客駐車場、従業員、農機具の駐車場というところで審議されて問題ないかと思っております。

あわせて、すみません、現地調査資料の29ページのほうを御覧いただきたいと思うんですけれども、こちらちょっと付け加えがございまして、建設課の意見、こちらは現地のほうを分かっている方が多いかと思うんですけれども、今回の計画の中で、中央に道路というのが現況の中にも書いてあるかと思っております。こちらが敷地的には里道でございまして、建設課の意見で付け加え、漏れている部分もございまして、道路敷地と敷地の境界について、道路敷地が分かるように区分してくださいと、その上で利用してくれということと一体利用したら駄目だという意見がございましたので、この部分も先方のほうに伝えておりますし、実際現地のほうでもくいの的なものを示しておるといところで管理者のほうからもこういう意見も載っておりますが、その内容につきましてもクリアしていくものかと考

えております。

以上、補足を終わらせていただきます。

議 長

それでは、番号2番について報告、審査結果をお願いいたします。

調査部会長

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

場所は69ページの地図をお願いいたします。また、別冊の現地調査説明資料の31ページと32ページをお願いいたします。

今年の6月に農業用施設用地へ用途変更手続がなされております。農地区分は農用地区域内の農地ということでありますけれども、農用地利用計画において指定されました用途への転用のため問題はありません。

第1調査部会としましては、都市計画法の意見については確認ができております。ほかの関係各課からは特に支障となる意見も出ておりませんし、また周辺農地への影響がないことから許可相当であるというふうに判断をしております。以上です。

議 長

ただいま4条許可申請につきまして報告がありました。

1番、2番につきまして、質問、意見がありましたらお願いいたします。

職務代理者

受付番号1番のイチゴ加工場という旨なんです、あれは入ってすぐ左側のガラス張りになっておったあそこ。

事務局

そうです。

職務代理者

じゃあ現状ではあのままで今計画しておるということですか。

事務局

はい。

職務代理者

分かりました。

事務局

今の外側だけ新しいような感じになっているんですけども、実際加工場にしたい意向はあると。ただ、御本人たちも加工場ができるかどうかというところは都市計画課のほうと協議を進めて、当時の線引き、従来の線引きからの用途と照らし合わせて加工場であれば問題ないだろうということまで行っているけれども、まだ収量が見込めていないから現在はあの

まんまということです。

職務代理者　　そうですか。分かりました。

議　長　　ほかに何か質問、意見ありましたら。

農業委員　　受付番号2番の都市計画課の転用農地が建築基準法上支障がないかという
ことで協議ができておるといふに今説明がありましたけれども、これは
どういうふうなことが確認できておるのでしょうか。

事務局　　今、部会長の報告もあったとおり問題がないというところで、建築基準
法上の話になってくるということで、都市計画法というよりは建築基準法
上、基本ビニールハウスの場合、通常の、その場合につきましては作物を
作るためのイチゴハウスであるとか、アスパラであるとかという部分につ
いては建築物ではないけれども、それ以外のものを置く、機械を置くとか、
今回のですね、そこに置いたときに人の出入りが当然機械が入ってくる
ときに、それは建築物になるというところで、建築基準法上の安全基準
を満たしている建物かどうかというところがポイントになってくると。

今回、倉庫であればきちっとしたというところが、お伺いするんですけども、
今回、テント倉庫みたいな表記になっておると、その部分につきましては、
建築基準法上問題がないのかと、構造上問題がないのかというところを
県土整備事務所が確認するところになるんですけども、その
県土整備事務所のほうに建築計画の図面等確認してもらって問題がない
というところの確認があったということでございます。以上です。

議　長　　よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議　長　　ないようですので、採決に移る前に審査表の説明を事務局、お願いしま
す。

事務局　　議案書の61ページになります。

農地法第4条の規定の許可申請につきましては、こちら61ページに記載
しております一般基準という部分と63ページに記載しております立地
基準というものの双方で判断していただくわけですが、第4条の
部分につきましては、1番から9番まで、資金計画等で「適当」である
とか、必要最小限の面積という部分、関係法令の部分についても見込みがあ

るところで表記になっておりますので、一般基準につきましては満たすものでございます。

まず、次の63ページの立地基準でございますけれども、こちら御説明があったとおり、関係法令の部分につきましてはクリアしていく内容でございますし、今回、農振農用地の施設用地というところで用途変更を加えておりますので、農振農用地内の転用ではありますけれども、用途に従った目的でなされるものでありますから、許可の例外に該当するものでございますのでこちらはクリアすると。

同じく二丈松末につきましても、農業用施設ということで農振法上の用途変更手続も終えた中での同一計画でございますので、こちらも立地基準をクリアするものでございます。

以上、一般基準、立地基準につきましては、書面上でございますがクリアするものと判断できます。以上でございます。

議長

それでは、採決に入ります。

4条の1番、2番につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

全員です。

議長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の73ページをお願いいたします。

議案第81号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について」御審議をお願いいたします。

議長

それでは、5条の許可後の計画変更ということで調査部会長より説明をお願いいたします。

調査部会長

受付番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の132ページの地図をお願いいたします。また、別冊では現地調査説明資料の33ページと34ページをお願いします。

この農地は、平成元年の9月1日付で住宅建築の5条許可を取得された土地でありました。内容的には、当初は福岡市西区の方でありまして、住宅を建築して住まわれるという計画でありましたけれども、その一方、実家のほうを承継するということになりまして、建築計画を断念されておられるという状況でございます。

そういう中で、今回、宅地分譲としての土地利用をしたいという相談がありまして、今回計画変更の承認を求めるといふ案件であります。農地区分は第3種農地で当たりまして問題はございません。

そういうことから第1調査部会としては、申請地の一部に住宅への進入路として着手された部分がありましたけれども、全体的に判断しますと農地であるという現状でございます。

また、申請の理由は理解されるような状況でございますので、第1調査部会としては承認相当であるというふうに判断をいたしております。以上であります。

議長

説明がありました。何か質問、意見ありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、審査表の説明を事務局、お願いします。

事務局

今回の別冊で1枚物の部分が審査表ということでなっております。すみません、お手元によろしくお願ひいたします。

今回の事業者名とか転用目的が変わってきますということで、この表の1番の部分で該当するかどうかというところの判断をしていただくわけですが、まず一番上、転用の事業の促進ということで、こういう促進措置を講じても許可目的の達成が困難であるかということで、今ありましたように、実際もう実家を承継したというところでございますので、こちらについてはもう今から許可どおりに住宅建築が困難であるということが言えるものかと思っております。

次の法第51条第1項の規定によるという部分につきましては、こちらは法第51条につきましては違反転用の是正指導というところでの指導を行うような行為ができるかということで、許可の取消しとなってもどうかというところでもありますけれども、こちらは不相当と認められるというところでクリアしているものと考えております。

次の下段のaからfでございますが、こちら許可の取消しを行ったものの一番最後の段、こちら農地として許可を取り消した後、農地としてこの土地が効率利用できるかというところでの判断でございますが、こちらは部会の報告でもございましたとおり、第3種農地というところでござい

まして、この部分も効率利用というのはなかなか困難ではないかと考えられるのでクリアするものと考えております。

次に、bでございますが、この実家を承継するということが自体が本人の故意、または過失かというところにつきましては、調査部会でもそういう部分ではやむを得ないだろうというところも意見をいただきましたので、こちらについてもクリアするものと考えております。

次に、変更後の転用事業がというところにつきましては、計画変更前と今回の住宅宅地造成の部分でございますが、結局次の申請人のほうが事業をやりたいというところがありますので、こちらについても緊急性があるというところで認められると考えております。

次に、dでございますけれども、事業計画に従って実施されることが確実であるかというところでございますが、こちらもまたこの次の議案でも出てきますけれども、このほうもきちっとした法定図面とか資金計画等ついておりますので、確実と認められるものと考えております。

次に、eでございますけれども、周辺の地域における道路等に及ぼす影響がというところでございますが、こちらは当初の目的と同様の住宅建築から宅地分譲ということでございますので、同程度または以下というところで該当してくるものと考えております。

最後にfでございますが、一般的な農地転用許可基準を満たすかということでございますが、こちらは第3種農地で原則許可できるという区域に入ってきますので、こちらのほうもクリアするものと考えております。

以上、計画変更の承認に係る申請につきましてはこの項目がございますが、全て認められるものではないかと判断しております。以上でございます。

議 長

それでは、採決に入ります。

許可後の計画変更申請につきまして、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議事に入ります。

事務局

議案書の74ページをお願いいたします。

議案第82号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御

審議をお願いいたします。

議 長

それでは、5条につきましても第1調査部会長より説明をお願いいたします。

調査部会長

報告いたします。
受付番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の80ページの地図をお願いいたします。それと別冊では35ページと36ページになります。

農地区分は第2種農地でありますけれども、ほかに転用の代替地がないことから問題はありません。

第1調査部会としては、資材置場を予定されているところへの出入口が昭和バスのバス停と接しておりまして、バス業者とのトラブルなどが懸念されますので、その分の協議が必要であると考えています。その協議が調っておれば、ほかの関係各課からは特に支障となる意見も出ておりませんので、周辺農地への影響もないことから許可相当であるというふうに判断をいたしております。

なお、今言いました昭和バスとの協議については、事務局に補足説明をお願いします。

事務局

この83ページの図面が見やすいかと思うんですけれども、こちら881-8という申請地のすぐ北側に1つ筆があるわけがございますけれども、こちらが■■■■バス停のところが、糸島のコミュニティバスのバス停がありますけれども、今週月曜日、11月7日に代理人のほうから、こちら運営が昭和バスになっておりますので唐津の事務所に確認を取ったというところで連絡が入りまして、今回こちらの出入口にする部分につきましては支障がないというところで、バス停の移動等も含めて停留所の看板といいますか、あの分の移動を含めて現状で問題がないというところで確認したということで報告がっております。

なお、うちのほうも再確認のために、市のコミュニティ推進課のほうがこのコミュニティバスの補助をやっておりますので確認したところ、支障がないということを知っておりますので、出入口のトラブルはないものと考えております。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。
それでは、続けてお願いします。

受付番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の84ページの地図をお願いします。それと別冊では37ページと38ページをお願いします。

今回57区画の宅地造成の計画ということになっております。農地区分的には第2種農地ということになりまして、ほかに転用の代替地がないから問題的是にはありません。

第1調査部会としましては、都市計画法の開発許可が必要な案件でありますので、関係各課の協議も十分なされるどころというふうな状況で、また周辺農地への影響とかもないというふうな状況を鑑みましたら許可相当であるというふうに判断をいたしております。

続きまして、受付番号3番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の91ページの地図をお願いします。それと別冊資料では39ページと40ページということになります。

今回6区画が計画されておりまして、うちの現地調査の中で道路計画されております部分が事前に着手されておったということで始末書を出してもらうということになっております。農地区分的には第2種農地であり、ほかに転用の代替地がないことからこの部分は問題ありません。

第1調査部会としましては、開発行為において都市計画法の開発許可が必要な案件であり、関係各課の協議がありますので、また周辺農地への影響もないことから許可相当であるというふうに判断をいたしております。

ページを開けられまして、受付番号の4番になります。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の96ページの地図ということになります。お願いします。それと別冊では41ページと42ページをお願いいたします。

農地区分は第1種農地でありますけれども、集落に接続した農地への住宅建築のため不許可の例外ということに該当し、問題はございません。

第1調査部会としましては、関係各課から特に支障となる意見も出ておりませんし、周辺農地への影響というふうなこともないことから許可相当であるというふうに判断をいたしております。

ただ、現地調査の中、申請地の一部に砂利が敷かれておりましたけれど

も、今回申請されております■■■■さんの関係ではありませんので、始末書の提出等は指示を求めておりません。

続きまして、受付番号5番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書では100ページの地図ということになります。お願いいたします。別冊では43ページと44ページをお願いいたします。

農地区分は第2種農地でありまして、ほかに転用の代替がないため問題はありません。

第1調査部会としましては、都市計画法の開発許可が必要な案件でありますし、また関係各課との協議も調うということでもありますので、また周辺農地等への影響はないということから許可相当であるというふうに判断をいたしております。

続きまして、受付番号6番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の、同じところで100ページの地図を見てもらいたいと思います。別冊では45と46ですね。

今回9区画の宅地造成計画でありまして、農地区分は第2種農地ということで、ほかに転用の代替地がないというため問題はありません。

第1調査部会としましては、関係各課の協議も調いますし、また周辺農地への影響もないことから許可相当であるというふうに判断をいたしております。

続きまして、受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の105ページの地図をお願いいたします。それと別冊では47ページと48ページをお願いいたします。

今回の申請地を含めた東側一帯が倉庫等を建築計画するに当たり、地元要請で既存の排水溝の位置変更ということが要望ということで、その位置変更のための仮設道路の申請ということになっております。農地区分は農用区域内の農地、第1種農地でありますけれども、一時的な転用行為のため不許可の例外に該当しまして問題はありません。

第1調査部会としましては、関係各課から特に支障となるような意見は出ておりませんし、工事期間も短いと聞いております。また、周辺農地には影響もないということから許可相当であるというふうに判断をいたして

おります。

続きます、受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の111ページの地図をお願いします。別冊調査資料では49ページと50ページをお願いいたします。

今回受付番号2番の宅地造成のための仮設道路の申請ということであり、地元からの要望ということが入っております。農地区分は農用地区域内の農地ではありますが、一時的な転用行為のため不許可の例外に該当しておりまして問題ありません。

第1調査部会としましては、関係各課から特に支障となる意見も出ておりませんし、周辺農地への影響もないことから許可相当であるというふうに判断をいたしております。

続きます、受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の116ページ、116ページの地図をお願いいたします。別冊資料では51ページと52ページをお願いします。

農地区分は第2種農地ではありますが、ほかに転用の代替地がないということから問題はありません。ただ現地では、字図に載っております水路敷地が確認できないという状況でありました。

第1調査部会としましては、周辺農地への影響はありませんが、都市計画課や農地政策課の意見がありますように、手続や協議の内容を詰めるように申請人に伝えておるという状況でございます。審議結果としましては、調査部会としては許可相当であるというふうに判断をいたしております。

続きます、受付番号10番ですね。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の122ページの地図をお願いします。それと別冊では53ページと54ページということになります。

農地区分は第2種農地ということで、ほかに転用の代替地がないということから問題はありませんけれども、ただ、住宅建築ということになっておりますので、住宅建築に伴います給排水計画図や雨水排水の計画図の添付がそろっていないという状況でありました。

そういうことから、第1調査部会としては、周辺の農地への影響はあり

ませんけれども、審査します書類が整っていない、不備があるということで、継続審議ということで判断をいたしております。

同じく受付番号11番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

これも10番と同じような場所ですけど、議案書の127ページというふうになります。別冊では55と56ページをお願いします。

農地区分的には第2種農地でありますけれども、ほかに転用の代替地がないということから問題はありません。

こちら住宅建築に伴います給排水計画図と雨水排水計画の添付がないという状況でございましたので、第1調査部会としては、周辺農地への影響はありませんけれども、審査書類が不備であるということで継続審議ということで判断をいたしております。

続きまして、受付番号12番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の132ページの地図をお願いいたします。別冊では57ページと58ページをお願いいたします。

計画変更申請と同じ同一の場所です。農地区分は第3種農地ということで問題はありません。

第1調査部会としましては、関係各課から特に支障となる意見も出ておりませんし、周辺農地も影響がないということから許可相当であるというふうに判断をいたしております。

最後になりましたので、受付番号13番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の137ページの地図をお願いいたします。別冊の説明資料では59ページと60ページということになります。

先ほどありましたように、この申請は先月総会で継続ということにした審議案件でございます。理由としては、分家住宅に該当するかということ判断できていないということでありました。増築分は第2種農地でありますけれども、ほかに転用の代替地がないことから問題はありません。

そういうことで、第1調査部会として県、市の都市計画課等の分家住宅の要件の確認ができておるということでございますので、周辺農地の影響がないということから許可相当であるというふうに判断をいたしております。

以上、報告を終わります。

議 長

何か説明がありましたら。

事務局

今調査部会のほうでちょっと審議未了という部分で10番、11番の分が御報告がありましたけれども、調査部会後新しい図面ができておりますので内容の確認をお願いしたいと思います。

まず、受付番号10番でございますけれども、こちら125ページの計画図ということで、今回調査部会長のほうから住宅建築に伴う給排水の計画、雨水というところがありました。この分につきましては125ページにあります、今回住宅建築予定地のところに井戸で給水して浄化槽を設けて南側に配水するというところでございます、こちら新たに道路側溝を設けてこちらのほうにも雨水を流すという計画でございます。この分でちょっと給排水計画等につきましては調査部会以後出たという内容でございます。

また、受付番号11番の同じく志摩の芥屋の分でございますが、こちらにつきましても130ページに給排水計画図があります。こちらの分についても建築予定地の北側に浄化槽ということで、また北西側に井戸での給排水というところで計画図が調査部会以後に出ておりますので、この内容で再考をいただければと考えております。

また、こちらの部分につきましては、この10番、11番につきましては、後で審査のほうにもなりますが、住宅建築の給排水はありますけれども、敷地的に必要なのかという部分は別途御質問等で、特に11番につきましては2筆に対して1筆の建築計画という図面しか出ておりませんので、これはこれで御審議いただければなと思っております。

今回給排水の部分につきましては、調査部会以後の資料が出ておるということで御報告いたします。以上です。

議 長

ただいま説明がありました。

審議に入ります前に、ちょっとここでまた休憩を取りたいと思います。これを審議しよったらまたえらい時間になりそうです。ここでちょっと10分間休憩を取ります。

(休 憩)

議 長

休憩を終わります。

ただいま説明がありました第5条につきまして、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

職務代理者 3番の大門の件についてちょっとお伺いします。
別冊の説明資料を見ますと、地目は田になっておるんですが、ちょっと埋め上げた形で、過去農作業は行われたんじゃないかなと思うんですが、現況はどんなふうでしたか。

議長 調査部会長、現況はどんなふうでしたか。

調査部会長 現状は従来のまま、田んぼとして。

職務代理者 これは、結局農地改良をすれば何か作ったかなんか、そこら辺がちょっと、作った形跡ってなかったですか。

事務局 そうですね、今部会長のほうがおっしゃったように、田んぼということで道路からやっぱり下がっておる位置であります。なので、その取水口とかもまだ残った状態であったんですけど、今回この写真であるごと計画図の道路が先に着手しておったけんというところではあるんですけど、今おっしゃったように道路より低い形で、田んぼとしての利用はできるような深さではないです。上げてはありません。

議長 道よりも低いです。
ほかに何か質問、意見ありましたら。

農業委員 受付番号10番、11番の件につきまして、土地の利用とかの図面等が詳しくあればいいかなと思うんですけども、自然公園法の部分では開発不可とか、造成禁止とか立ち入らないようにといろいろ書いてありますけれども、今後どのようにそこら辺のことを尋ねていただきたいと思っています。

議長 そこいら事務局、説明お願いします。

事務局 多分、こちら10番、11番の分で、申請地以外の分が書いてあるからというところになるんですかね、開発不可とか造成禁止、立ち入らないようにというところ。

農業委員 何の住宅が建つか分からんけんね、その辺ちゃんと調べないかんじじゃないかと。

事務局 こちら、すみません10番、11番につきましては住宅建築ということで、こちらそれぞれ[]の代表取締役の住宅建築、また11番につ

きましては[]の理事長の代表の個人の住宅の建築というところで申請理由は記載があります。法人代表者が利用する土地の住宅の建築というのが目的でございます。ちょっと住宅建築という表記でございますが、そういう申請理由でございます。

図面については、こういう何か立入禁止だの云々というとは何か不要な気がしますので、この分はかなり見づらい部分はあるかとは思いますが、目的としては法人代表の住宅建築というのが、個人住宅の建築が目的でございます。

農業委員

今のところはあれですけど、あそこ空き地が5軒建つ予定になっております。そのうちの2軒が今度開発ということになっておりますから、その前に自然公園法に引っかかっておるけん、そこら辺は土地の移動とか、そういった分、自然公園のほうでびっちり決まってしまうおるけん、土地自体はあまり動かない。それをしておいてからの今の2軒が建つということだと思いますので、建つ計画の中でそういうふうな話になっておる。

議長

事務局、これにはその何とか[]とか、もういっちょは[]の[]とか、個人住宅ならその個人の名前だけでよかとやないと、これ要ると。

事務局

この2件の申請を受け付ける際に、これは代表者が出せばよかろうものと単純に、その法人でせないかんとねというところで聞いて法人かどうかというところを確認したところ、法人でやりたいというところでこの内容だということでは聞いています。

県の農林事務所のほうが所管しますので、こういう計画というのがあるとかいなというところで、そもそもの申請自体どうですかねと農林事務所のほうに聞いたんですけども、農林事務所のほうはこういう申請もあるということで回答があったんで、いいとですかというところは確認したところ、こういう申請もありますということでしたので、今議長がおっしゃったように通常代表者じゃないかと、代表の個人が譲受人で申請するとじゃないかということも私たちが引っかかったんですけども、こういう申請もあるということでは農林事務所のほうも把握はしておるようです。以上です。

農業委員

実際的には保養所か別荘だろうと思うんですが、そういうあれでは対応できないものかちょっとお聞きしたいんですけど。

議長

その保養所とか別荘じゃなくて個人の住宅という申請やろうか。申請は個人でよかつちやないかというふうなことば今言うたとばってんが、それ

じゃ認められんというふうな……。

事務局　　こちら、先ほど奥委員のほうも5戸ぐらい建つ計画があるんじゃないかなみたいな話が出ていましたけれども、こちら地区計画の用途に従った用途しか建築できないということになるので、恐らくこの区域の地区計画の中で、今おっしゃった保養所であるとかが認められないという内容であれば、当然申請が上がってきていないだろうと考えています。

この分、地区計画の中で開発許可ということになるから、その辺は建物が建てられる用途とそうじゃない用途が分かれてくるんで、開発許可申請も今回転用申請と併せてやるようになるかと思うんですけども、個人の住宅建築というのが目的ということで聞いております。

農業委員　　分かりました。

議、長　　ほかに何か質問、意見ありましたら。

副会長　　7番の仮設道路の設置、一時転用になっていますけれども、これをもう少し詳しく説明していただけますか。これ、排水溝の工事を含めてあれなんですけど、あと完了後の農地への復旧工事は困難であるということが認められて、その後新たな転用行為の工事の開始予定と、そこら辺のところのちょっと詳しい説明をお願いします。

事務局　　まず、地図からいけば、今回、そもそも■■■■のほうが倉庫建築ということで、字図というよりも105ページの位置図のほうが見やすいかと思うんですけども、今回の申請地の東側、こちら■■■■と書いている道路がありますよね、この辺ぐらいまでの一角ですね、次の第2号水源を交わしたところまでが倉庫建築の計画があります。この分が今後農振の除外と開発許可、地区計画の設定という部分が控えております。この中で、地元説明会の中でこういう計画をしたいんだといったときに、現在の排水溝、こちらこの地図であります、この105ページの地図で申請地のすぐ川のところに井堰がありますよね、現在の排水溝が井堰の上流側に来ているんですね。これを今回地元の要望で、この井堰の北側、下流側に持ってきてもらわんと水がはかんからという強い地元要望がっております。

実際その今回促進協議会にも上げておる状況で、じゃあ前もって排水溝の移設工事といいますか、布設替えといいますか、その工事をまずやりたいんだと、そのためにはやはり一時転用という形で道路を設けながら、工事用道路も設けながら排水溝の移設工事、布設替え工事をまずやりたいんですと。当然その後は、今回見込みでいきますと、恐らく年度いっぱいぐ

らいに除外許可とかができてくるんじゃないかと、来年3月末頃か4月頃というところで除外許可が下りる見込みがあるから、その後は当初の目的どおりに倉庫建築として計画はしたいんだと。ただ、倉庫建築を急いでしまうと雨水排水、排水溝がない場合はまた大事になるんで、まずは排水溝の移設と。じゃあ今度は排水溝の設置が終わった、布設替えが終わった後に道路とかも埋め立ててしまっておるとでしょうかね、一部ですね、この分を元に戻すかというところですよ、なので、この分については3月、4月ぐらいに除外許可が下りて転用申請をしたいと。

となってくると、もう作付の期間がないという状況になりますので、この分については一時転用ということではあるけれども、農地の復旧については、そういうもともとの倉庫建築の用途のための排水溝、そのためにじゃあ仮設道路をするのに農地復旧をして作物を作らんと認められんという話にはならないということで道路復旧は、道路のアスファルトとかは削りますけれども、道路復旧をした後そこに作付はしないというところで説明をしております。

この考え方につきましては、今年二丈、文化財の一時転用がありましたよね、あの分も同じく、結局あっちの分も開発等の計画があるけれども、文化財の本掘が必要だということで、あちらのほうについてもそういう計画がある中で、じゃあ一時転用やけん農地造らないかんめえもんという話はならないから、現実的に、なので今回もそれと併せて一時転用やけれども、復旧なしに別の工事に入るというところの内容です。以上です。

議長 ほかに関何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、あと10番、11番についてももう少し審議したいと思いますので、もう少し10番、11番に対しまして質問、意見ありましたらお願いします。

農業委員 130ページの図面で、3717-1のほうの、ここは建設予定にはなっていないんですけど、この図面を見ると。今まで自己用住宅とかいろんな住宅の図面等を見た中で、ここは何に使うとかというふうなことをかなり言ってきた経緯がありますので、この申請についても、例えばどういうふうな利用をするとかの確認をしたいというふうに思うんですけど。

事務局 今中原委員がおっしゃったように、事務局のほうでも具体的な、今おっしゃった目的、駐車場にするのか、庭にするならどういう庭にするのかと、過去にもこういう余地といいますが、転用計画がないと必要ないん

じゃないかという判断がありましたので、なので、ここについてはより具体的に植え込みがあるとかないとか、ブロックで囲みますとか、ここに砂場を設ける子供のためのとか、代表者のあれですから何か趣味的な部分でもするとか、この空白の部分じゃうちも審議できませんよという話はしております。

本日も申請人の代理のほうからも、具体的な計画はちょっと練り直したいと、この空地部分についてという意見もいただいておりますので、また今後この11番につきましては、そういうこの3717-1番のほうの計画がまた出したいということで聞いておる状況でございます。そういう意味では、本日はまだそれ待ちという結果もあり得るんじゃないかなと考えております。以上です。

議 長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

農業委員

今の関係については、自然公園法に入っているから、実際に建蔽容積率が20%以下というような昔の考え方があったんですけど、今はもうないんですか。あれば、その面積に従って、その建蔽容積率の関係で広い用地を取得されたのかなという気はします。

事務局

この分、申し訳ないです、事務局のほう在建蔽率とか技術基準という部分は持ち合わせておりませんが、そういう意味では都市計画課等の指摘があるもんかと思っておりましたが、現在ないというところでございます。

容積率等につきましては、開発許可というところも出てくるんで煮詰まってくるとじゃないかなと思います。そういう中で今から計画を練り直すというこの11番につきましては出ていますから、この部分については建蔽率がどうだという部分がありますけれども、必要なかというところからはっきり分からないということですね、建蔽率、ここら辺建てられん区域だからというところが出ておりませんので、この辺は詰めていく必要があるんじゃないかなと。

逆に10番につきましては、自然公園法の関係ということもあるんでしょうけれども、敷地から5メートル隔てて建てる計画をしているから、そういうところでこの10番に関しては5メートル下がらんといかんという制限の中での計画だろうかなというところで考えております。以上です。

議 長

ほかに何か質問、意見ありましたら。

事務局ちょっと、自分からあればってんが、この建物予定地と書いてあるばってんが、その建物自体の、今までは全部図面とか何とか入れよったよね、それはもう、そういうふうなのがあれば。

事務局 議長、すみません、はしょっております。今回ページ数が多いもので申し訳ないです。

建築の図面は2つとも出ているんですよ。

議長 出ておると。

事務局 はい。

これが建築図面、この10番の建築ですね。ここで住宅の間取りであるとか出ています、こういう絵図面。

今度はこっちの [REDACTED] の部分の図面です。

今回の議案資料としてはちょっと添付はしておりませんが、具体的な住宅の間取り、立面・平面図の書類は申請書にはついておるんですけども、ちょっと資料の関係上はしよらせていただいたという内容でございます。

議長 それならもう空いておるところは何ば造るといのは、それは出ておらんわきたいね、まだ。

事務局 はい、それは出ていないです。

議長 どっちみちそこいらも出してもらわんといかんじゃないかいなどは思うとですけど、皆さんどんなふうですかね。

農業委員 計画のあるとやけんですね、出してもらわないかんですね。

議長 一応出してもらわないかんねと思います。
ほかに何か質問、意見ありましたでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、1番から13番までにつきまして、何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、採決に入る前に審査表の説明をお願いします。

事務局 農地法第5条の許可につきましては、61ページ、62ページに記載しております一般基準、それと今回74ページ以降に記載しております立地

基準により書類上の審査ということになります。

まず、ちょっと最初に訂正をお願いしたいんですけど、62ページの分の10番、11番、こちらは継続審議の意見が出ておりましたけど、この意見が反映しておりません。訂正いただきたい部分につきましては10番、11番の分の6番の計画面積の妥当性というところでございます、こちらが適当、最小限ということで記載がありますが、この分ちょっと誤植がございましたので、訂正としては適当を未了というところで必要最小限の面積という部分につきましては削除をお願いしたいと思っております。適当を未了に変えまして、必要最小限を削除、空白ということで訂正をお願いいたします。

それでは、まず61ページの審査基準でございますけれども、こちらにつきましては1番から6番ということで、内容としては資力等、資金計画、事業計画等適当、該当がない部分もある、地区計画区域にないとかという記載がございますので、こちらの61ページ分につきましてはクリアしている、6番までの案件についてはクリアするものと考えております。

今回7番につきましては、意見も出ましたけれども、7番からこの13番までにつきましては、10番、11番以外につきましては必要最小限である、資金計画が適当というところで、作付計画もあるというところで適当という判断ができるのではないかと。

ただ10番、11番につきましては、今御審議いただいたとおり継続審議の内容も反映はしていませんけれども、まだ計画面積等の妥当性、計画図が出ていない状況であるということであれば、こちら未了ということで一般基準上不適ではないかという判断が立つものかと思えます。

続きに74ページの立地基準でございますが、まず1番の■■■■の分は、こちら代替地がないということもございまして、それはバス停のほうのトラブルのほうも解消できておるということでございますので、こちらのほうは立地基準上はクリアすると、代替地がないということでクリアする。

2番の■■■■の開発の分でございますが、この分第2種農地ということで記載がありますが、細かくいいますと、この分農用地からの除外申請が許可されたところでありまして、狭い土地ではございません。ですので、よく言えば第1種農地という言い方も可能なわけでございますが、こちら転用の判定基準上、第1種農地の場合は立地基準で農地区分を判断するという取扱いでございます。■■■■駅から500メートル以内の区域に入っておりますので、そういう意味での第2種農地というところでございます。第2種農地につきましては代替地がない場合、周辺農地に支障がない場合については許可できるという基準でございますので、こちらのほうもクリアするという内容でございます。

■■■■につきましては、こちらはここしか代替地がない、■■■■の区域指定

区域内ということで代替地がないということで、こちらは立地基準をクリアするものかと思えます。

4番[]につきましては、第1種農地という規定でございますが、集落に接続した住宅建築ということで不許可の例外がございますので、こちらに該当してきますので立地基準はクリアするものと考えております。

[]の5番、6番につきましては同じ一角でございますが、こちらについても農地の広がりがない、その他農地、第2種農地と同じ扱いになりますので、こちらも転用の代替地がない、周辺の農地に影響がないということであれば立地基準はクリアするものでございます。

7番の[]につきましては、こちらは申請の段階では農振農用地の部分と第1種農地というところでございますが、一時的な転用行為でございますので不許可の例外に該当するものと考えております。

次の8番、こちらにつきましても農用地区域内の農地ということでございますけれども、一時的な転用行為のため不許可の例外に該当してきますのでクリアするものでございます。

9番の[]につきましても広がりがない農地ということで、ほかに転用の代替地がない場合は、立地条件上はクリアするものでございます。

10番、11番、こちらにつきましては、立地基準的なものにつきましては、代替地がないという部分でありましたらこちらはクリアするものでございます。10番、11番ですね、立地基準上はクリアするけど、先ほど一般基準の分ではねられるものかと思っております。

12番の[]の分でございますが、こちらは300メートル以内、[]駅からになりますので、ごめんなさい、こちらは用途地域内でございますので、第3種農地で転用は原則できるところでございますのでクリアするものでございます。

[]につきましては、分家住宅ということで代替地がこれ以外ないというところで2種農地ではございますが、こちらのほうも立地基準はクリアするものと考えております。

審査項目については以上でございます。

議長

ありがとうございます。

事務局がせっかく書いてありますので、7番につきまして説明をお願いします。

事務局

すみません、7番の[]の[]の[]の関係なんですけれども、すみません、ちょっと図面をコピーしてくればよかったんですけれども、今回転用するのが仮設道路になっていまして、最終的に黒のこの枠で、先ほど前村のほうの説明したとおり、この面積を今農振除外手続とか、最終的に農地転用の許可申請が出てくるものなんですけれども、青の分が最終

的な水路の整備をする部分になります。

今回ここが圃場になっておりますので、ここから出てきている水ですね、田越しに出てきている水が今現在河川に、ここを流れているんですけども、最終的にここの施設内の雨水をためる貯留施設というのをここに造られた後に、その後河川のほうにその水を流すという計画を持っておられまして、最終的に埋まってしまってここは駐車場みたいになるんですけども、計画を持っておられまして、その分ここが水がはけなくなるので、その分をこちらに変えるという計画を持っておられます。その関係で今回、現在の河川に出ている暗渠の部分はこちらに切り替えて、将来的なここの開発、農地転用した後に開発する場所の水をここから抜くというような計画を持っておられます。ちょっとすみません、説明がもうちょっと詳しく図面を添付して説明すればよかったですけれども、計画としては何かそういうふうになっているようです。

現在水路の関係は、当然その農地政策課の農地整備係のほうを担当しておりますので、今この協議を行っておるところです。以上です。

農業委員 雨水の付け替えは、あそこに井堰があるから井堰の上に出したら水がはかんから井堰に下に出すんでしょ。

事務局 今回は下流に出すというところで計画をされている。

農業委員 倉庫建設かい、それと一緒ににはできないの、今回のそのわざわざ先にするということ自体が、どうなんですか。先にそこに倉庫建設するっちゃろう。

事務局 今回先に急ぐ部分、来年の3月、4月以降でいいんじゃないかと思うところかと思うんですけども、結局耕作、作付の時期、河川の水の量とかという部分を勘案しまして今回の時期が適当だという判断をしてあるということ聞いております。

それと河川の管理者からも、こういう時期的なものがあったということです。

農業委員 お願いしたいということですね、分かりました。

議長 それでは、採決に入りたいと思います。

10番、11番を除きました1番から9番、そして12、13番につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ですね。

それでは、10番、11番につきましては、まだ資料不足といいますか、計画の資料がまだ全部そろっていないということで継続審議という形に持っていきたいと思いますが、継続審議でいいと思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

じゃあ、そのようにします。

議 長

それでは、次の審議に入ります。

事務局

議案書の142ページをお願いいたします。

議案第83号「農地改良届出について」御審議をお願いいたします。

また、審議の後に監督委員の指名をお願いいたします。

議 長

それでは、農地改良につきまして、調査部会長より報告をお願いします。

調査部会長

では、議案書の142ページをお願いいたします。

83号の農地改良届出について報告をいたします。

届出番号の1番ですね。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の143ページの地図を見てもらいたいと思いますけど、別冊では61ページと62ページということになっております。

造成されまして、里芋や大根などを作付されるという届出内容ですけれども、申請地は■■■■の排水機場がありますけど、そこから130メートルほど北側の農地ということになります。

第1調査部会としては、関係各課からの支障となる意見も出ておりませんし、必要な改良行為であるということで受理相当と判断をいたしております。

続きまして2番目です、番号2です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

148ページの地図を見てもらいたいと思いますけど、それと別冊では、調査説明資料の63ページと64ページもお願いをいたします。

申請地は、■■■■グラウンドから110メートルほど南側の農地ということになっております。

第1調査部会としましては、関係各課から支障となる意見も出ておりませんし、必要な改良行為であるということ受理相当というふうに判断をいたしております。

受付番号3番です。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議案書の151ページの地図をお願いします。別冊では65ページと66ページという形で見てもらいたいと思います。

申請されております農地については、■■■■の■■■■集会所がありますけれども、そこから120メートルほど北東側の農地ということになります。

第1調査部会としましては、関係各課からの支障となる意見も出ておりませんし、必要な改良行為であるというふうに、受理相当ということ判断をさせていただきます。

以上、報告します。

議長

ただいま農地改良につきまして説明がありました。

これにつきまして質問、意見ありましたらお願いいたします。

農業委員

2番の関係でちょっとお聞きしたんですけど、造成をされるんですけど、150ページの図面を見ますと境界関係が下に書いてあるんですけど、のり下が境界だろうと思うんで、実際的にこの図面じゃちょっとまずいのかなという気がするんですけど、そこら辺どうなんですか。

事務局

そうですね、こちら水路管理者等とかも意見がありますとおり、のり面の埋立ての部分が可能かどうかというところ、手続がよく、自工事で埋めますとかという手続が出てくるかとは思いますが、こちらが、関係課の意見としては、土砂が落ちた場合は清掃とか、道路についても汚した場合は清掃というところで、手続を行う中で調べていくのではないかなとは考えております。

また、2609番の1につきましては、今回耕作者のほうも確認取れておるといってございましたので、こちらの個人境界の部分につきまし

ては問題はないのかなと考えております。以上です。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長 ないようでしたら採決に入ります。
農地改良届の1番から3番までにつきまして、受理相当と思われる方の
挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員ですね。
それでは、監督委員を指名いたします。
届出番号1番につきましては一貴山地区の田中委員お願いします。2番
につきましては原田委員、3番につきましては小富士やけん私が担当しま
す。
以上ですので、ちょっとよく監督をしておってください。

議 長 それでは、次の議案に入ります。

事務局 議案書の55ページをお願いいたします。
議案第84号「農業経営基盤強化促進法に基づく糸島市農用地利用集積
計画の決定について(利用権設定)」御審議をお願いいたします。この分
は利用権設定でございます。

155ページ。

農業委員 55ページで聞こえたけん。

事務局 すみません、155ページをお願いいたします。
すみません、前もって議案のほうをちょっと郵送しておったんですけれ
ども、ちょっとない方があるというのを聞きましたので、お配りいたしま
すので手を挙げていただければと思います。

お手元にそろいましたら事務局のほうで内容を説明いたします。

議 長 お願いします。

事務局

糸島市農用地利用集積計画について御説明いたします。

今回提案いたします農用地利用集積計画です。

筆別で申し上げますと、今回の利用権設定面積は全体で82ヘクタール、447筆となります。

個別の設定内容については、1ページ以降借手の住所順に記載しております。

今回の計画が決定された場合、資料下段枠内に記載、見開き1ページ目ですね、枠内に記載しておりますとおり、農林水産省耕地面積統計による市内の耕地面積における認定農業者の耕作率は60.1%になります。また、2022年農林業センサスの経営耕地面積、農業経営者が実際に経営している耕地面積ですが、認定農業者の耕作率は76.7%となります。

以上、農用地利用集積計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものです。

以上、よろしく願いいたします。

議長

これにつきまして、ちょっと新規就農は面談をしておりますので、報告をお願いいたします。

調査部会長

別冊の営農面談資料の160ページから見てもらいたいと思います。

1人目ですけど、受付番号の27番ですけど、 になりますが、昨年9月に糸島市前原で法人を設立されております。当該します場所は、令和2年の6月に法人の取締役であります さんが個人でキクラゲ栽培を行っておられました場所ということになります。

今回面接に当たっては、代表取締役であります さんのほうより聞き取りをいたしました。

面談内容になりますけれども、 さん本人も2年前から個人で農業をされております。法人経営に切り替えましたということで、現在ハウス5棟でキクラゲを栽培されております。出荷先等については福岡市の小・中学校、あと月に2トン程度納品がなされておるとい話をお聞きしております。

メンバーで役員の5名の方がいると思いますけど、常時従事されておられて、従業員さん、パートを入れまして7名が確保されておるとい状況をお聞きしております。

調査部会の意見ですけれども、法人の内容のほうの登記等の証明書も確認をさせてもらっておりますし、また今後福岡市の学校給食に出してあるんですけども、糸島市の学校給食の検討も含めてキクラゲ栽培に頑張ってくださいということをお声かけておるとい報告でございます。

2人目になりますけれども、 さんですね。資料的には、面談資料の165ページから167ページの部分になります。

■さんは45歳で、糸島市の高祖に住んであります。本人と奥さんも見えまして、次のような聞き取りをいたしたわけですけど、面談内容の中で、1年ほど前に子供さんが病気をされたということで、その中で食の大切さを考え直したということを書いてありました。毎年10キロほど梅の加工をされておまして、梅の栽培の経験を持っておるといふ状況で、今回紹介の来ました営農の計画をしたということでもあります。別の農地の紹介もありまして、現地的にはアマナツやビニールハウスでの野菜作りを今後やっていきたいということもお聞きをいたしております。■さん自体、野菜作りの経験がありまして、やる気は十分やなということ部会として感じております。いろいろありますけれども、農業を楽しみながら頑張ってくださいということでお声かけをさせていただいております。

3人目になりますけれども、■氏、面談資料の171ページから173ページを見ていただきたいと思っております。

■さんは31歳で、志摩の久家に住んであります。

面談の内容的には、30歳を超えたという節目を考えられて、前職はシステムエンジニアというようなことをされておったんですけど、退職をされまして、地元の糸島で農業経営をしたいということで、糸島の農業に貢献したいということでもあります。農業的には地元には■さんという方がおられますけれども、習いながら季節の野菜を作っていきますということでもあります。それと販売的にも■さんの関係等ありまして、現状の販売販路を確保しながら、さらに新たに直売所などの販路拡大をしていきますということでもあります。

内容的に、見られて分かりますように地権者の意向で1年契約ということがありますけれども、継続できるようにしっかりやってくださいということをお願いいたしております。

面談の中で、本人のやる気は十分あるようでございます。季節の野菜を作られるということでございますから、農業に携われる方の数を考えながら、作物の選定をやっていただきたいというふうなアドバイスをお願いしておりますし、また草刈り等徹底してやってください、頑張ってくださいということをお願いしております。

4人目ですけれども……。

事務局

これはいいです。

調査部会長

5人目ですけど、■さんですね。別冊資料は174ページから176ページを見ていただきたいと思っております。

■さんは62歳で、二丈の深江に住んであります。

面談内容的には、農業的には17年ぐらい前から始めていたということで、今回市の助成金を申請するに当たりまして正式な利用権設定が必要で

あるということを感じられまして申出というふうになっております。内容的には10年ぐらい前から買ってあったということです。

ビニールハウスでの野菜作りがメインということでありまして、軟弱の露地栽培もしていくということと、アマナツやかんきつ類も引き続き営農的にやりますということでありまして。

調査部会のほうからは、■■■■さんは農地のすぐ隣に住んでありまして、農業経験もあり、農業機械も備えてありまして、営農的に問題ないな、心配ないなということでありまして。ただ、部分的に荒れた農地がありますので、今後適正に管理をしてくださいということと、今後もしっかり農業を頑張ってくださいということをお聞きしております。

6人目になりますけど、■■■■さんですね。資料的には177から179ということで見たいと思います。

■■■■さんは33歳ということで、二丈吉井に住んであります。

面談内容的には、以前野北の農家さんのところで研修を受けておられたということで、そういう縁があって今回農地を借りることになったということでありまして。申請地には3連棟のハウスがありますけれども、ミニトマトを作られるという計画です。今後、内容的に収量を増やすということと、自宅の敷地に加工場を造ってありますので、加工品と併せた営農に収益を上げていくという今後の計画をお聞きしております。

部会としては、■■■■さんは薬院の八百屋さんに出荷されているということをお聞きしており、販路的にはいろいろあるのかなというふうにお聞きしております。労力的な心配はありますが、やる気は十分感じております。しっかりと頑張ってくださいということをお聞きしております。

7人目ですけど、■■■■さんですね。

面談資料は180ページから182ページというところを見たいと思います。

37歳ということで、二丈の福井に住んであります。

面談する中で、以前は東京のほうで料理人としてされておりましたけれども、10年前に糸島に引っ越してこられたということでありまして。以降地域の農業の手伝いをされておりましたけれども、高齢化が進んでおまして耕作放棄地を見てましてということを感じられまして、新規就農を思い立たれたという状況をお聞きしております。

地域の方々から農地は、現地的には全て棚田でありまして、収量が低いというふうな状況の中での営農ということでありまして、地域営農として、できたお米をそのまま販売しても経営を維持することは困難というふうな考えもあると思いますので、集落体験や田舎暮らし体験の収入も計画をされておるといってお聞きしております。田植をしていただく上で、自分がやって、後は6次産業化を視野に入れて営農収益を上げるという計画をされておるといってお聞きしております。

先ほど言いましたように、部会としては営農地は全て棚田という状況でございますので、地域的な営農というところで、現地は稲のかけ干しがほとんどされておりました。ただ、内容的には隅々まできれいに管理されておるといふことでございますので、特に今後の棚田を守るというふうな観点からアイデアを持っておられますし、いろんな勉強になりました。ということで、部会としてはしっかり頑張ってくださいということをお声かけて面談を終わっております。

以上、報告を終わります。

議長 それでは、利用権設定につきまして、全体を通して質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 ないようでしたら採決に移ります。
原案の利用集積計画に同意する方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員です。

議長 それでは、次の議事に入ります。

事務局 議案書の156ページをお願いいたします。
議案第85号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について(所有権移転)」こちら所有権移転につきまして御審議をお願いいたします。

それでは御説明いたします。

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて説明】

番号2番でございます。

【議案書に基づき読み上げて説明】

2件でございますが、よろしく御審議をお願いいたします。

議 長

ただいま説明がありました。
何か質問、意見ありましたら。

農業委員

番号2番の字名がちょっと違っていますのでお願いしたいと思います。
「 」じゃなくて「 」です。

議 長

それでは、訂正をお願いします。
ほかに何か質問、意見ありましたら。

(質問、意見なし)

議 長

ないようでしたら採決に移ります。
集積計画に同意されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、全ての議事が終了しました。
その他のほうに移ります。

事務局

慎重審議ありがとうございました。今回は特に件数が多かったので大分お疲れになったと思います。

それでは、議案が終了しましたので資料の確認ということで、今回その他の部分、こちら別冊の資料になりますけれども、まずこちらの157ページですかね、こちらにつきましてはあっせんのでんまつの報告を上げております。こちらにつきましては本日の議案のほうで審議させていただいたときに御紹介しております。

次に農地移動の適正化あっせん申出の取下げということで、こちらも本日の3条申請、たしか9番だったと思いますけれども、あっせんの申出を取り下げまして贈与の申請になったというところで報告をさせていただきます。

次に159ページでございますけれども、農地法3条の許可の取消願が出ております。こちらも報告にありますけれども、9月9日総会でこちらの双方、 さん、 さんのほうの売買申請がありまして許可相当の意見を出しておったわけでございますが、価格が折り合わなかったというところ

ろで許可の取消しが上がってきております。この分報告として受けております。

次に160ページから182ページにつきましては面談報告のほうの資料となります。

続きまして183ページでございますが、農政対策委員会のほうとなります。委員長よろしく願いいたします。

議長

それでは、丸山委員長、お願いします。

副会長

報告いたします。

今年度というか、やはりコロナ禍の中で視察研修ができないまま来ておりました。それとまた■■■■のほうからも返事がないということで、5年度につきましては、やはり視察研修を実施しようということで決めました。それで、一応■■■■のほうを外しまして、候補として佐賀市の西山田観光農園とか長崎市農業委員会、それから株式会社オーレックを候補地として上げておりますけれども、また今後農政対策のほうで考えながら場所を決めたいと思っております。また、その際、来年につきましてはコロナ禍の状況もありますけれども、農業委員さんと推進委員さん8名を加えての視察研修になるかと思えます。

それから、12月10日の委員会研修につきましては、中間報告会といえますか、意見を交換というか、今までのあっせん事業とか、今度非農地証明についてとか、いろんな活動状況、利用状況とかについて質疑応答を加えながら反省というか、そういう会にしたいと思っております。

それから、広報委員会につきましては、第26号が出来上がっております。

それから11月15日に農区長会の配付の依頼を各JAの支店のほうに持参するという事になっております。

それから27号につきましては、今回は表紙ですね、「がんばっています」の担当、表紙の担当が加布里地区の古家農業委員さん、それから「がんばっています」は可也地区の藤嶋農業委員さんをお願いしたいと思っております。

それから掲載内容としましては、いろいろ記事を検討していきますが、農業者年金とか、そういうのを載せていきたいなということを考えております。

それから、その他のその他、あれですけど、先月からちょっと言われていましたように、会の積立金を利用して研修を兼ねた慰安旅行をちょっと計画したいなということを考えておりますので、また決めて、実行委員会など決めてやりたいなということを計画しております。以上です。

農業委員 農業者年金の推進委員になっていますので、よろしくお願いいたします。
す。。

事務局 奥委員、ありがとうございました。推進のほう、ぜひお願いしたいと思
っております。

そうしたら、184ページですけれども、こちら10月の経営改善計画
の認定の一覧表をもらっております。御一読いただければと思います。

大変この場で申し訳ございませんけれども、本来11月には農地対策委
員会のA班というところを計画しておりましたが、ちょっと事務局等が業
務の都合ヒアリングとかが入りまして、ちょっと11月の設定ができてい
ない状況でございました。今後このようなことがないようにしますので、
またよろしくお願いいたします。

それでは、議案書のほうの1ページに戻っていただきまして……。

農業委員 ちょっとよかかいな。今の件やけど、委員会研修会は12月10日は土
曜日……。

副会長 9日ですね。

事務局 これは9日でございます。

副会長 すみません、9日です。

事務局 よろしく申し上げます。

それでは、議案書の1ページのほうに戻っていただきまして、今後の予
定でございます。

【資料に基づき説明】

以上、今後の予定につきましては以上でございます。

農業委員 第3調査部会は12月23日。

事務局 第3調査部会については次の、10回の総会の際に載せますのでよろ
しくお願いいたします。

農業委員 農地対策のA班の報告は。

議長 さっき言われたごと、ちょっと事務局が忙しゅうして中止になっており

ます。

農業委員

中止、なかったということですね。

議長

そうです。

議長

B班で、もう予定が、みんな段取りがあろうけん、そのとおりで、年間行事でいきます。よろしくお願ひします。

ほかになかったらもう。

事務局

その他でございますけれども、お手元のほうにあっせんの譲受候補者の名簿のほうを配っておりますので、こちらが最新ということになっておりますので御一読いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

その他につきましては、特にございません。

すみません、慎重審議ありがとうございました。

閉会の挨拶を丸山副会長のほうからお願ひいたします。

副会長

本日も本当に件数が多くて長くなりましたけれども、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして第9回糸島市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまです。

令和4年11月10日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

6 番 藤 嶋 政 秀

8 番 古 家 春 利

